

○国立大学法人埼玉大学研究機構科学分析支援 センター規程

〔平成16年4月1日〕
規則第 79号

改正	平成16.10.1	16規則170	平成16.11.25	16規則186
	平成17.12.22	17規則27	平成18.4.1	18規則25
	平成18.6.22	18規則112	平成19.4.1	19規則32
	平成20.3.1	19規則96	平成20.7.1	20規則68
	平成20.8.7	20規則81	平成22.8.25	22規則46
	平成24.6.21	24規則26	平成26.3.28	25規則58
	平成27.3.20	26規則82	平成29.3.28	28規則37
	平成30.2.22	29規則31	令和4.3.17	3規則41

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学研究機構規程第4条第2項の規定に基づき、科学分析支援センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、生命科学分析、機器分析及び環境分析に関わる各分野が有機的な連携を保ちつつ、学内における教育・研究のための共同利用を支援すると共に、科学分析技術の研究・開発を行うことを目的とする。

(分野及び施設等)

第3条 センターに、次の分野を置く。

- (1) 生命科学分析分野
- (2) 機器分析分野
- (3) 環境分析分野

2 前項第1号の生命科学分析分野に関する業務を行う施設として、センターにアイソトープ実験施設及び動物飼育室を置く。

3 第1項第3号の環境分析分野に関する業務を行う施設として、センターに廃液処理施設を置く。

4 アイソトープ実験施設、動物飼育室及び廃液処理施設に関する必要な事項は、センター長が別に定める。

(業務)

第4条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 生命科学分析分野

ア 組換えDNAに関する教育・研究支援及び研究・開発

イ 組換えDNA講習会及び教育訓練並びに安全管理の実施

ウ 生命科学関連機器類の設置、維持、管理、運転及び試料の調製に関する業務

エ 生命科学関連生物材料の維持及び管理に関する業務

- オ 動物実験に関する教育・研究支援及び研究・開発
- カ 動物実験に関する教育訓練及び安全管理の実施
- キ 動物飼育室の維持及び管理に関する業務
- ク 生命科学に関する技術開発
- ケ 放射性同位元素の利用に関する教育・研究支援及び研究・開発
- コ 放射性同位元素使用講習会及び教育訓練並びに安全管理の実施
- サ 放射性同位元素関連機器類の設置、維持、管理、運転及び試料の調製に関する業務
- シ アイソトープ実験施設の維持及び管理に関する業務
- ス 放射性同位元素に関する技術開発
- セ その他生命科学分析に関する業務

(2) 機器分析分野

- ア 総合的な分析・測定に関する教育・研究支援及び研究・開発
- イ 分析機器の使用講習会及び教育訓練の実施
- ウ 大型高性能分析機器類の設置、維持、管理、運転及び試料の調製に関する業務
- エ 分析・計測に関する技術開発
- オ その他機器分析に関する業務

(3) 環境分析分野

- ア 実験廃棄物に関する教育・研究支援
- イ 本学の排水の水質分析に関する業務
- ウ 本学の実験廃棄物処理に関する業務
- エ 廃液処理施設の維持及び管理に関する業務
- オ その他環境分析に関する業務

(組織)

第5条 センターに、次の教職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 専任教員
 - (3) 兼任教員
 - (4) その他の教職員
- (センター長)

第6条 センター長は、本学の専任教授をもって充て、学長が委嘱する。

- 2 センター長は、センターの管理運営を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任教員)

第7条 専任教員の採用及び昇任等に関しては、別に定める。

(兼任教員)

第8条 兼任教員は、本学の専任教員のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

2 兼任教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、兼任教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター会議)

第9条 センターにセンター会議を置き、次に掲げる事項を審議する。

(1) 運営の具体的方策に関する事項

(2) その他センターに関する事項

第10条 センター会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) センターの専任教員及び兼任教員

(3) 教育学部から選出された教員 1人

(4) 理工学研究科から選出された教員 7人

(5) オープンイノベーションセンター及び情報メディア基盤センターから選出された教員 1人

2 前項に定めるもののほか、センター会議が必要と認めたときは、人文社会科学研究科から選出された教員2人を委員とすることができる。

3 第1項第3号、第4号、第5号及び前項の委員は、学長が任命する。

4 第1項第3号、第4号、第5号及び第2項に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 センター会議に委員長を置き、センター長をもって充てる。ただし、センター長に事故あるときは、センター長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

2 委員長は、センター会議を招集し、その議長となる。

3 センター会議は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第12条 センターの事務は、研究・連携推進部研究推進・国際連携課において処

理する。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16.10. 1 16規則170)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成16.11.25 16規則186)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

2 本規則施行後、最初に委嘱するセンター長並びに第9条第1項第3号、第4号及び第2項の委員の任期については、第6条第3項又は第9条第4項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成17.12.22 17規則27)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

2 本規則施行後、新たに任命される第9条第1項第4号の委員の任期については、第9条第4項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成18. 4. 1 18規則25)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 国立大学法人埼玉大学廃液処理規則(平成16年4月1日規則第86号)及び国立大学法人埼玉大学廃液処理委員会規則(平成16年4月1日規則第87号)は廃止する。

附 則 (平成18. 6.22 18規則112)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成19. 4. 1 19規則32)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則96)

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成20. 7. 1 20規則68)

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成20. 8. 7 20規則81)

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成22. 8.25 22規則46)

この規程は、平成22年8月25日から施行する。

附 則 (平成24. 6.21 24規則26)

この規程は、平成24年6月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26. 3.28 25規則58）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 3.20 26規則82）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29. 3.28 28規則37）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30. 2.22 29規則31）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4. 3.17 3規則41）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。